

	日程5 春日部市農業委員会タブレット端末機使用基準の制定 について：公開	
一部公開・非公開の 場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	6	池上 茂
	7	川鍋 浩之
	8	岡本 勉

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2022年第10回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員17名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会についてですが、小川委員長が体調不良により欠席ですので、私より報告いたします。</p> <p>本日9時27分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <p>(1) 春日部市農業委員会タブレット端末機使用基準（案）の制定について</p> <p>(2) 農委だより第36号（案）について</p> <p>以上、2項目について協議しました。</p>
議長	<p>次に、農業振興審議会について、議席番号9番横井貞夫委員から報告がございます。</p>
委員	<p>去る9月30日に鈴木農業委員とともに農業振興審議会に出席しましたので報告いたします。案件は農用地区域からの除外申出が3件あり、現地調査報告でも問題なく、全員賛成で可決されました。</p> <p>報告事項として</p> <p>(1) 春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更に伴う農用地からの除外に関する案件の経過について、</p> <p>(2) 農業振興地域の変更に伴う農用地区域からの除外の経過について、</p> <p>(3) 令和4年度第1回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について、</p> <p>(4) 新型コロナ対応及び降雹被害にかかわる支援について、</p> <p>その他として「新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻により、米価の急落、農業資材の高騰、農業者の高齢化等により食糧生産は危機的状況です。既に市町村や農協レベルでは対応できない。国レベルで対応してほしい、ということ要望してほしい」との発言がお二人からありました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案3件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第4条（知事）、1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号、農地法第5条（知事）、1議案9件</p> <p>日程4 議案第4号、租税特別措置法適格者証明、1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号、春日部市農業委員会タブレット端末機使用基準の</p>

	<p>制定について、1議案1件となります。</p> <p>なお、日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）の申請番号23番は、議案書送付前に取下願いがありましたので、欠番となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号6番池上茂委員、7番川鍋浩之委員、8番岡本勉委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号21番、22番及び24番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条（委員会）について、許可申請が3件ありましたので審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。</p> <p>申請番号21番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に、農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号22番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に、農地法第3条調査書2頁をご覧ください。調査の結果、所有農地の一部に不耕作地があることから、農地法第3条第2項1号に該当することとなります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号24番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請理由は新規就農による賃貸借権の設定です。令和4年2月1日に新規就農の申請</p>

があり、同年10月5日水曜日に農業委員会会長、申請地の地区農業委員及び県農林振興センター就農担当職員が出席する聴き取り会を行い、新規就農者として認めたとのことです。

申請者が新規就農を希望した理由ですが、代表社員である申請者は大学の農学部を卒業しており、福祉と農業が連携する体制を構築して、営農型太陽光発電施設で主にシイタケを栽培したい、とのことでした。

次に、農業経営についてですが、合同会社を立ち上げており、代表社員1名、業務執行社員2名、社員1名の計4名で行う、とのことでした。

次に、作付けの計画ですが、今回申請の農地2筆を賃借し、しいたけ、露地野菜、ハウス野菜を作付けし、近郊のJA直売所等に出荷する計画、とのことでした。

なお、今回の申請は農地法による賃借権の設定です。この場合、農業委員会は農地法第3条第4項の規定により、あらかじめその旨を市長に通知することとなっております。この場合、当該通知を受けた市長は「市の区域における農地の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる」こととなっております。事務局では10月19日に市長あて通知をしており、市長からは10月24日付で「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興整備計画に照らして支障がありません」との回答を得ております。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に、農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

本案のうち申請番号24番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたします。はじめに申請番号24番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号17番伊藤弘子委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (伊藤委員退室)

議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。申請番号 24 番について議席番号 9 番横井貞夫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、申請番号 24 番について報告いたします。令和 4 年 10 月 11 日に上原推進委員、新井推進委員、及び私の 3 名で申請地の現地調査を行いました。申請地について問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地としての適正な利用がされていることを確認しました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 1 番鈴木宏委員より申請番号 24 番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号 24 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号 24 番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条 (委員会)、申請番号 24 番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは委員の入室をお願いします。 (休憩) (伊藤委員入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、申請番号 21 番について議席番号 12 番水口健二委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	担当推進委員に代わりまして、申請番号 21 番について報告いたします。

令和4年10月7日に、池上農業委員、横川推進委員、石井推進委員と私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、稲刈りの跡がありました。また他の地区に保有する農地も問題なく管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号22番について議席番号8番岡本勉委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号22番について報告いたします。令和4年10月16日に、田口推進委員、古谷推進委員、及び私の3名で申請地及び申請人の経営農地の現地調査を行いました。申請地7筆のうち、立野の1筆には砂利が、もう1筆には雑草が生えておりました。また経営農地についても、上吉妻の5筆、下吉妻の8筆、榎の1筆の計14筆には雑草が生えており、耕作の跡がありませんでした。このようなことから、農地法第2条の2で定められている農地としての適正な利用がされていないことを確認しました。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番鈴木宏委員より申請番号21番、22番の事前審査の報告を求めます。

委員 はじめに、申請番号21番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。周辺農地に及ぶ影響もないと思われることから、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号22番について、事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は雑草が生え、一部砂利が敷かれており、譲受人の経営農地についても、雑草が繁茂している農地が複数あり、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できない、と報告がありました。そのため、本案件については、申請人に対して先程申し上げた農地に対しての利用状況の調査、聴き取りなどを行った上で、再度審査をするべきと判断いたしました。以上のことから事前審査委員5人の合議により継続審議、と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号22番について事前審査委員より継続審議とする必要がある、と報告がありました。よって、申請番号22番と21番を別々に審議することに異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号22番、事前審査委員の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p>
	(全員起立)
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)、申請番号22番を継続審議、と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。</p> <p>次に、申請番号21番について、事前審査委員の報告のとおり許可とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p>
	(全員起立)
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)、申請番号21番を許可と決しました。</p>
議長	<p>次に日程2、議案第2号、農地法第4条(知事)、を議題としたいと思いますが、議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号6番と、日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)の申請番号70番については同じ申請人による同一目的の転用申請案件となりますので、日程を変更し、併せて審議することに異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号6番と、議案第3号、農地法第5条(知事)の申請番号70番を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号6番及び議案第5号(知事)申請番号70番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条(知事)の申請番号6番、及び議案第3号農地</p>

法第5条（知事）の申請番号70番については、同じ申請人による同一目的の転用申請案件ですので併せて説明いたします。

まず、議案書2頁をご覧ください。議案第2号、農地法第4条（知事）、申請番号6番、詳細は議案書のとおり。次に、議案書6頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条（知事）、申請番号70番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請理由は駐車場の新設です。近隣住民から駐車場設置の要望があったことから、この2つの申請案件の農地3筆、合計面積372㎡を転用し、8台分の駐車場を設置する計画です。うち6台分の要望の根拠を示す書類の提出はありましたが、残り2台分の要望の根拠が不明なこと、要望している住民のうち、一部の住民の住所が岩槻区など申請地から遠く離れていることや、車検証にある現在の駐車場の利用状況が不明確であることから、現在代理人に確認中です。案内図及び詳細図は議案第2号、申請番号6番のものを用いて説明いたします。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。8頁の黒い実線に囲まれた部分が申請番号6番の、点線で囲まれた部分が議案第3号申請番号70番の申請地となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は、公図上は西側の道路に接続していますが、現況では道路が確認できません。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、法人からの融資で、その者の自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号6番について議席番号13番山崎勇喜委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号6番について報告いたします。令和4年10月12日に、朝倉推進委員、鈴木委員及び私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査を行いました。申請地及び保有農地について問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされていることを確認しました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番鈴木宏委員より申請番号6番及び申請番号70番の事前審査の報告を求めます。

委員

第4条申請番号6番、及び第5条申請番号70番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委

員に意見を求めたところ、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われま。しかし、事務局からの説明にもありま。とおり、駐車場設置の根拠となる近隣住民の要望内容及び現在の駐車場の利用状況などが明らかになっておりま。以上のことから、埼玉県。の審査にあたっては、駐車場設置の根拠及び現在の駐車場の利用状況を確認した上で、当該案件の必要性を十分精査することを条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当と決しま。した。

議長

これより質疑を求めま。発言のある方は挙手願いま。す。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結しま。す。採決にはいま。す。議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号6番及び議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号70番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めま。す。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第4条(知事)申請番号6番及び議案第3号、農地法第5条(知事)申請番号70番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたしま。す。

議長

次に日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)、申請番号62番から69番を議題といたしま。す。会議規則第19条第3項により申請番号62番から69番について、事務局より説明を求めま。す。

事務局

議案第3号、農地法第5条(知事)、許可申請8件について審議を求めま。す。議案書3頁をご覧ください。申請番号62番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、以前から主に田んぼとして耕作していたところ、地盤が軟弱で作業効率が悪いとのことから、農地改良工事をして畑として復元するため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。改良後は受人の子会社である農業法人が利用権設定を行い、麦作を行う計画です。案内図は9頁、詳細図は10頁から13頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。

工事期間は許可日から9か月です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書5頁、申請番号63番、所有権移転。申請法人は建築工事業の他、飲食店の経営を行っており、転用計画は店舗の設置です。現在は市内に1か所、市外に2か所、飲食店を設置し、経営していますが、事業拡大を希望していること、店舗及び駐車場の確保など立地条件に適した地が他に無かったことから今回の申請に至った、とのこと。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内に一時貯留後、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、それぞれ既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書が添付されています。資金計画については、自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号64番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は庭園施設業を営んでおり、転用計画は駐車場の設置です。今まで近隣の遊技場の駐車場を貸借し、使用してきましたが、来園する高齢者及び障がい者のために、より施設に近い場所に駐車場を設置したいと考え、申請に至ったものです。申請地には、一般車両14台、障がい者用4台及び大型バス一時昇降場所1台の計19台分を駐車する、とのこと。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号65番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計

画は、農地改良工事で、以前から行っていた稲作が高齢化により重労働となり休耕中のところ、負担の少ない畑作を希望したことから、農地改良工事を行って野菜作りをするため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。改良後は、白菜、なす、レタスを作付けする計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁から21頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から3か月です。しかし、工程表、及び建設発生土の搬入経路図が添付されていません。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、添付されておらず、代理人に提出を求めているところです。申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号66番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は自動車販売業を営んでおり、転用計画は、事業拡大に伴う販売用自動車38台分の車両置場の拡張です。現在は松戸市に自己所有の車両置場が3か所、合計120台を置いています。事業拡大に伴い、春日部にも営業所を置くこととなったため、既に申請地の隣地に設置している駐車場を拡張する計画です。なお、松戸市の車両置場のうち、1か所は農地転用後、売却する予定、とのことです。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として鉄板を設置します。雨水は、砂利舗装のため敷地内浸透処理です。資金計画については、申請法人代表者からの融資で、金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書6頁、申請番号67番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、土地を所有する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置は今のところありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の住宅ローン仮審査申込書が添付されていますが、転用許可後の融資を約束する内容にはなっていません。

農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号68番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は観光農園を営んでおり、転用計画は、主に職員用駐車場11台分及び来園者用簡易トイレの設置です。今まで法人が経営する観光農園に隣接する非農地に駐車場18台分を貸借し、職員用駐車場として使用してきましたが、いちご農園の開園時期には観光客がその駐車場を使用するので、職員用駐車場が不足するため、今回の申請に至ったとのこと。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリート板縁石を設置します。雨水は、山砂敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金で預金通帳の写しが添付されています。農地区分は農振農用地です。

次に、申請番号69番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。隣接する宅地96.03㎡と合わせて自己用住宅を建築する計画です。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の地区外証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置は今のところありません。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に放流する計画で、現在区域外放流許可書を申請中です。資金計画については、金融機関の審査仮承認結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号62番について議席番号9番横井貞夫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員

担当推進委員に代わりまして、申請番号62番について報告いたします。令和4年10月15日に、伊藤農業委員、新井推進委員、上原推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査を行いました。申請地については、全て保全管理され、問題は無かったものの、貸人のうち1名の保有農地に雑木や雑草が生えておりました。西親野井の農地1筆では雑草繁茂、同じく西親野井2筆では雑木が生えており、農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされていないことを確認しました。以上のことか

ら問題あり、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号64番について議席番号3番市川大倫委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号64番について報告いたします。令和4年10月13日に、上原農業委員、大塚推進委員、遠藤推進委員及び私の4名で申請地の現地調査を行いました。申請地については、以前から砂利を敷いて駐車場として使用されていたため、今年3月に改善を指導したところです。今回の転用申請にあたり、砂利を削って原状回復が完了したことを確認しました。以上のことから、農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされたことが確認できたため問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号65番について議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号65番について報告いたします。令和4年10月13日に、小川職務代理、石川推進委員、小川推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査を行いました。定例パトロールの時点では雑草が繁茂している農地が見受けられましたが、後日確認したところ、きちんと除草され、管理されていることが確認できたと報告がありました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長 次に、申請番号67番について議席番号15番飯島優子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号67番について、報告いたします。令和4年10月12日に、齋藤会長、遠藤推進委員及び私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査を行いました。申請地については、きちんと除草され管理されていることが確認できましたが、貸し人の保有農地20筆のうち、13筆については、稲作の跡が見られるなど適切に利用されていなかったものの、残り7筆については雑草繁茂や雑木が生えており、農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされていないことが確認できたため、問題あり、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号17番伊藤弘子委員より申請番号62番から申請番号66番の事前審査の報告を求めます。

はじめに、申請番号62番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地については全て保全管理され、問題は無かったものの、貸人のうち1名の保有農地に雑木や雑草が生えており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告がありました。しかし、事務局より春日部農林振興センターに対し、このような事例の不耕作地についての取扱いを確認したところ「保有農地に不耕作地がある場合でも、農地改良後、耕作予定者により、農地として作付等の利用が見込める場合は、許可と考えられる可能性がある」との見解がありました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号65番について事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、パトロール時には草が繁茂している経営農地が見受けられましたが、後日確認したところ、除草され、管理されていることが確認でき、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、資金計画の根拠を示す書類の提出がなく、資力の確認ができません。以上のことから、当該申請については、書類不備のため事前審査委員5人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号63番、64番及び66番について一括して事前審査の報告をします。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長

次に、議席番号18番栗原健次委員より申請番号67番から申請番号69番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号67番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、経営農地は雑草繁茂や雑木が生えており、農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされていないと報告がありました。また、事務局からの説明にもありましたとおり、資金計画の根拠を示す書類の提出がなく、資力の確認が出来ません。以上のことから、当該申請については書類不備のため事前審査委員5人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号68番、69番について一括して事前審査の報告をします。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法

第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号65番、67番について事前審査委員より不許可相当、と報告がありました。よって、申請番号65番、67番と、申請番号62番から64番、66番、68番及び69番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号65番、67番を事前審査委員の報告のとおり、不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)、申請番号65番、67番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号62番から64番、66番、68番及び69番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条(知事)、申請番号62番から64番、66番、68番及び69番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。62番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構 一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項の規定により、申請番号21番について事務局より説明を求めます。

事務局	<p>議案第4号、租税特別措置法適格者証明について申請が1件ありましたので審議を求めます。議案書7頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>議案書7頁、詳細は議案書のとおり。案内図は33頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者の夫が経営主で年間従事日数は60日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号21番について議席番号8番岡本勉委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。</p>
委員	<p>担当推進委員に代わりまして、申請番号21番について、報告いたします。令和4年10月12日に、田口推進委員、古谷推進委員と私の3名で申請地の現地調査を実施したところ、申請地9筆はいずれも問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号議席番号18番栗原健次委員より申請番号21番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号21番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号21番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。</p>

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号21番について証明書を発行することと決しました。

議長

次に、日程5、議案第5号、春日部市農業委員会タブレット端末機使用基準の制定について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。

事務局

議案第5号、春日部市農業委員会タブレット端末機使用基準の制定について、議案書8頁をご覧ください。春日部市農業委員会が所有するタブレット端末機を農業委員等に貸与するにあたり、その使用に関して必要な事項を定めるため、使用基準を制定したく、提案するものです。次に議案書9頁をご覧ください。使用基準の内容についてご説明いたします。

はじめに、第1条「趣旨」では、基準を定める趣旨を定めております。

次に、第2条「端末機の利用者」では、端末機を使用できる者を農業委員、推進委員及び事務局職員と定めております。

次に、第3条「端末機の貸与」では、端末機を議案書12頁の別表1にある各地区に1台貸与し、管理者を置くこと、及び各地区で適正に管理することを定めております。

次に、4条「禁止事項」では、端末機を使用する際の禁止事項を定めております。具体的には(1)業務以外で使用する、(2)利用者以外に貸与、譲渡すること、(3)端末機内の個人情報等を外部に開示すること、(4)公序良俗に反する行為を行うこと、(5)端末機の改造など、性能や機能等を変更する行為を行うこと、(6)端末機を私物のパソコンやUSBメモリなどの外部端末に接続すること、などを禁止することを定めたものです。

次に、議案書10頁、第5条「遵守事項」では、使用者が守るべき事項について定めております。具体的には(1)データ等の誤送信を防止すること、(2)データ等の紛失・棄損等を防止すること、(3)個人情報を表示する際に第三者に見られないようにすること、(4)紛失・不具合・故障等があった場合は、様式第1号(13頁)により、報告すること、(5)ウイルスの感染または個人情報の漏洩があった場合は、速やかに実情を把握して議案書14頁にある様式第2号により報告すること、(6)搭載されているアプリケーション以外をインストールする場合は議案書12頁にある別表2に定める基準に従い、議案書15頁にある様式第3号により事前に申し出ること、(7)端末機は一緒に貸与する防水防塵ケースにより保護すること、(8)データ量は月50ギガであることを念頭に通信を行うこと、(9)Wi-Fiに接続する場合は信頼できるWi-Fiへ手動で接続することなどを定めたもので

す。

次に、第6条「端末機の紛失等における対応」については端末機の紛失の届があった場合の対応について定めたものです。

次に、第7条「委任」についてはこの基準に定めるもののほか、必要なものは会長が別に定めることを定めたものです。

最後に、「附則」ですが、1では、この使用基準の施行日を、2では、昨年、埼玉県農業会議からの会議用端末機の貸与を受けて制定した「春日部市会議用システム用端末機使用基準」を廃止することを定めたものです。このことについて、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号、春日部市農業委員会タブレット端末機使用基準の制定について、原案のとおり制定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第5号、春日部市農業委員会タブレット端末機使用基準の制定について、原案のとおり制定することに決しました。

議長

次に、

日程6 報告第1号、農地法第3条の3（相続等による権利移動）

日程7 報告第2号、農地法第4条（届出）

日程8 報告第3号、農地法第5条（届出）

日程9 報告第4号、農地法第3条（取下）

日程10 報告第5号、違反転用事案報告について

につきましては、議案書の16頁から25頁にお示しのとおりです。

議長

以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございしますが、何かありますか。

事務局

事務局より連絡いたします。来月開催予定の第11回総会、及び事前審査の日程が変更となりましたのでお知らせいたします。詳細は机上に配布した

議長	<p>事務連絡にて確認をお願いいたします。</p> <p>次に、次回日程及び次回事前審査についてですが、先程事務局より説明がありましたとおり、事務連絡にてお示ししております。</p> <p>本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。</p> <p>以上をもちまして、2022年第10回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会（午前11時25分）</p>
----	--

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番